

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和7年8月18日

社会福祉法人せんねん村

次世代育成支援対策推進法第12条第1項および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次の通り行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日

## 2. 内 容

目 標①：個々のライフステージに合わせた多様な働き方が選択できるよう、職員に対し各種制度の活用を促します。

【対策】 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施に関し、本人の希望があり、それまでの勤務状況に瑕疵がなければ100%応じることを目標にします。また、非正規雇用から正規職員への雇用転換制度を積極的に周知することとします。

目 標②：ワークライフバランスを充実させるため、仕事と家庭の両立を支援します。

【対策】 現在部署、職種において偏りのある有給休暇取得率について、取得率の低い部署や職種に対し、必要な支援策を検討、実施することにより、全体平均において、有給休暇の取得率80%以上を目指します。

目 標③：能力開発及びキャリアアップを支援するなど、職員の意識・行動改革を促します。

【対策】 管理職層に対して、労基法、ハラスメント防止等による講義を実施し、女性活躍推進に関する意識向上を図ります。

目 標④：各種制度を取得しやすい環境整備を行います。

【対策】 出産・育児に関して、育児休業中及び育児休業後の待遇・労働条件を周知するとともに、実際に育児休業取得を希望する職員に対して、育児休業取得前に労働基準法に基づく産前産後、社会保険の免除、雇用保険法に基づく育児休業給付などの諸制度を周知し個別のスケジュールを作成し配付します。

目 標⑤：男性職員の育児休業等取得率50%以上を目標にします。

【対策】 令和7年9月～ 男性職員に対する育児休業制度の周知と理解促進

令和8年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした相談窓口の設置、

案内資料の作成と周知

目 標⑥：職員全体の年間所定外労働時間の10%削減を目標にします。

【対策】令和7年9月～ 残業状況の把握を実施

令和8年4月～ 所定外労働時間の改善が見られない施設の、  
原因の 検証と対策の検討

3. 取組の実施期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日

以上